

令和 8 年度第 1 回
枚方市上下水道事業経営審議会

枚方市の水道料金及び 下水道使用料の概要について

枚方市上下水道局
*Hirakata Water &
Sewerage Bureau*



令和 8 年（2026年）6 月 9 日（火）

目次

- 1 水道料金・下水道使用料の体系**
- 2 枚方市の水道料金・下水道使用料の体系**
- 3 枚方市の水道料金表・下水道使用料表**

1

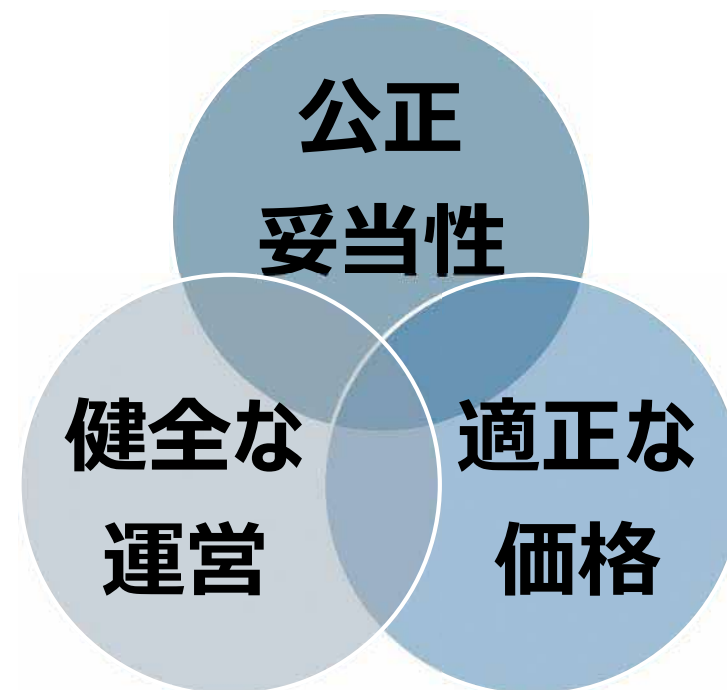
水道料金・下水道使用料の体系

1 水道料金・下水道使用料の体系

① 水道料金・下水道使用料の考え方

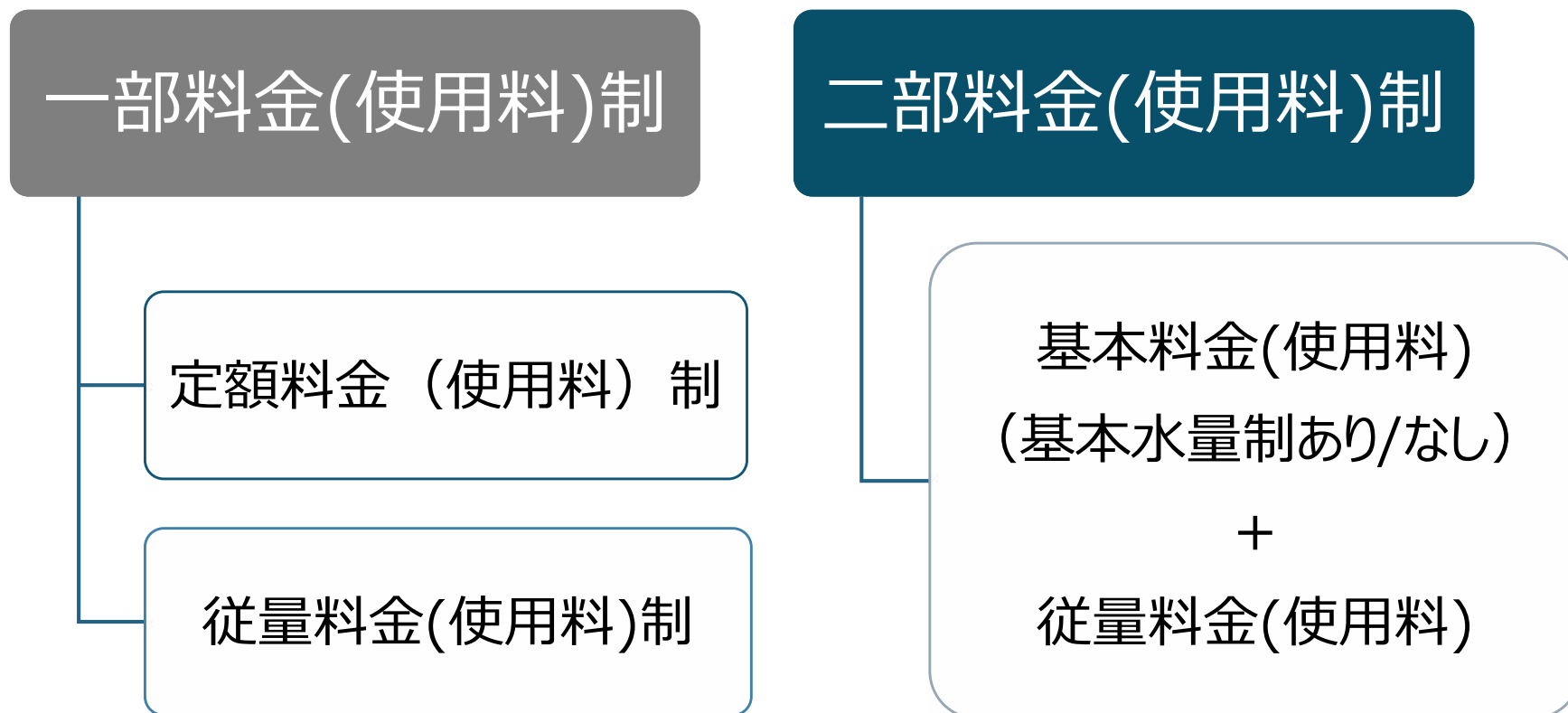
水道事業・下水道事業は、地方公営企業法及び地方財政法により、その事業経営に伴う収入によって経費を賄う**独立採算制の原則**が適用されます。

水使用に係る料金及び使用料は、地方公営企業法第21条や水道法第14条、下水道法第20条に規定されている、公正妥当であることや、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、健全な運営を確保することができること等を踏まえたものである必要があります。



1 水道料金・下水道使用料の体系

② 水道料金・下水道使用料の体系の類型



1 水道料金・下水道使用料の体系

③基本料金・基本使用料の体系

用途別

- 家庭用や業務用などの使用用途に応じたかかる基本料金・基本使用料

口径別

- 水道メーターの口径ごとに固定でかかる基本料金

用途別口径別併用

- 用途別と口径別との併用

※下水道使用料の体系は用途別

1 水道料金・下水道使用料の体系

④用途別・口径別の料金体系について

用途別

- 水の使用目的（用途）に応じて料金体系を設定

口径別

- 給水管の口径別（量水器口径）により適当な段階に区分して料金体系を設定

大阪府内状況

- 大阪府内42市町村での内訳（用途別20、口径別11、用途別口径別併用11）
※「令和6年度 大阪府の水道の現況 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課」より引用

1 水道料金・下水道使用料の体系

⑤ 従量料金・従量使用料の体系

逦増制

- 使用水量の増加に伴い従量料金単価が段階的に高くなる

逦減制

- 使用水量の増加に伴い従量料金単価が段階的に低くなる

単一制

- 使用水量にかかわらず 1 m³あたりの単価が一律である

1 水道料金・下水道使用料の体系

⑥従量料金（使用料）の逦増制について

逦増制

- 使用水量の増加に伴い、従量料金単価が段階的に高くなる制度
- 人口増加、高度経済成長期に増加する使用水量の抑制などのため導入された

逦増度

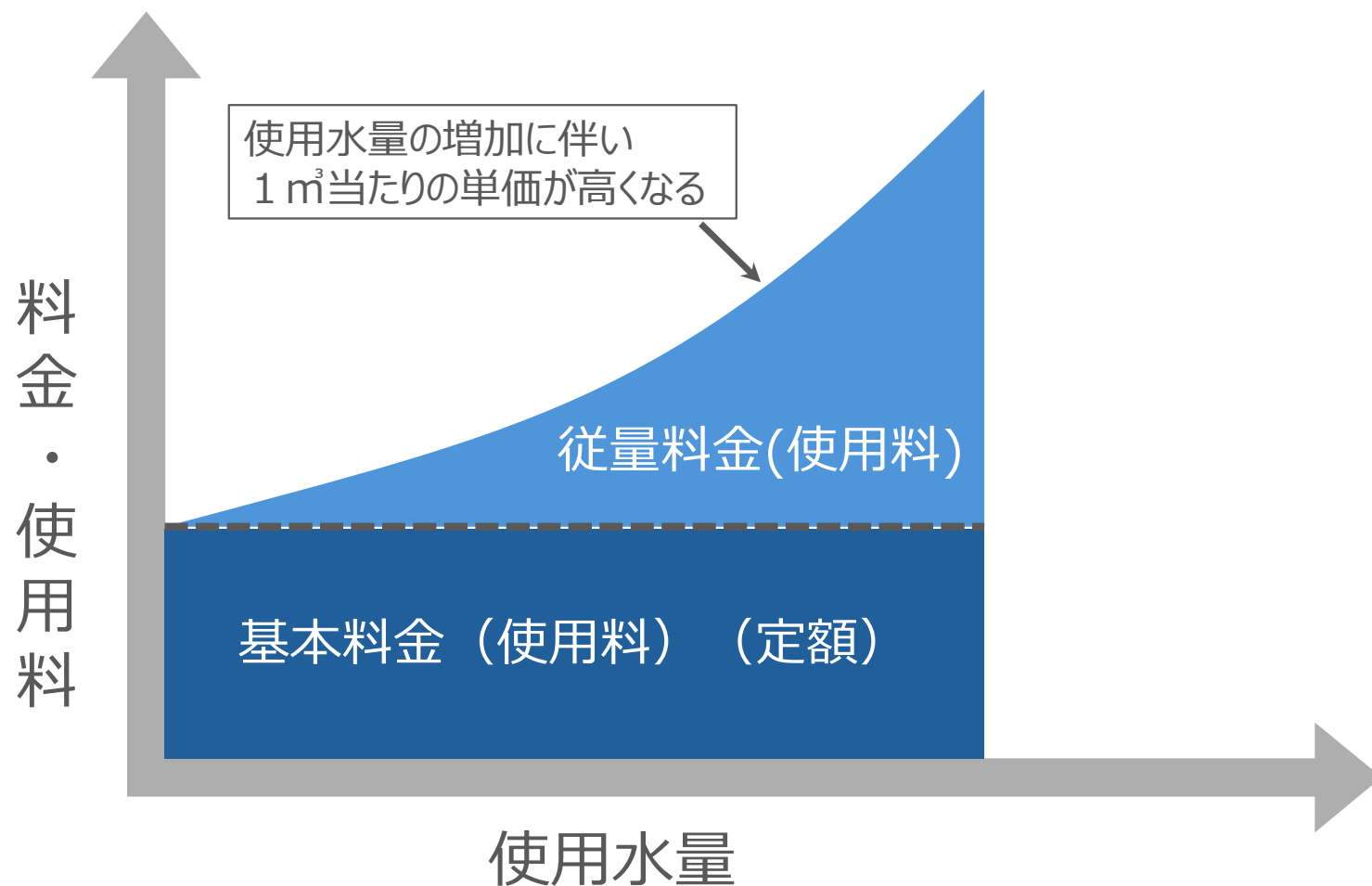
- 最低料金単価と最高料金単価の倍率のこと

問題点

- 逦増度が高いと、大口使用者の負担が大きくなり、公平性を欠く
- 人口減少や大口使用者の地下水への切替の影響で水需要が減少し、使用水量の増加が見込めないため、当初導入した効果が薄れてきている

1 水道料金・下水道使用料の体系

⑦ 逓増制について



2

枚方市の 水道料金・下水道使用料の体系

2 枚方市の水道料金・下水道使用料の体系

①水道料金

枚方市の水道料金は、**二部料金制**を採用しており、「**基本料金**」と「**従量料金**」で構成しています。

○基本料金

一般用（家庭や工場など）は、使用水量の有無に関わらず水道メーター口径に応じて、水道使用者に負担してもらう料金 **口径別基本料金制**を採用

※浴場用・臨時用は、用途別料金制・基本水量制を採用

・・・基本水量制：基本水量までは定額の基本料金とする制度

○従量料金

使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金

※使用水量の増加に伴い従量料金単価が段階的に高くなる**逦増制**を採用

2 枚方市の水道料金・下水道使用料の体系

② 下水道使用料

枚方市の下水道使用料は、**二部使用料制**を採用しており、「**基本使用料**」と「**従量使用料**」で構成されています。

○ **基本使用料**

使用水量の有無に関わらず、下水道使用者に負担してもらう使用料
※浴場用は、基本水量制を採用

○ **従量使用料**

使用水量に応じて、下水道使用者に負担してもらう使用料
※下水道の使用水量 = 水道の使用水量とみなす

なお、水道水以外の井戸水等を使用して公共下水道へ流す場合は、
汚水排除量を認定しています。

※枚方市では使用水量が増えるほど使用料単価が高くなる**逦増制**を採用

2 枚方市の水道料金・下水道使用料の体系

③現在の水道料金体系となった経緯

年月日	経緯
平成12年4月1日	高度浄水処理施設の導入や水需要の低迷を受け、約26.3%の値上げを実施。
平成25年10月1日	下水道使用料の値上げが必要となったことから、市民負担軽減のため、無形固定資産（水利権）の減価償却が終了したことに伴い、再投資の必要のない約3億円/年を原資として、約5%の値下げを実施。
平成28年9月5日	上下水道事業経営審議会に「水道料金の制度のあり方について」を諮問
平成30年1月15日	上下水道事業経営審議会より、「 適正な原価に基づく料金算定・水需要に応じた料金制度・公平性の確保 」との答申 ・ <u>基本水量制</u> (基本水量までは定額の基本料金とする制度)の廃止を提言。 (使用水量に応じた適正な対価を求めることが必要である。) ・一般用の <u>口径別基本料金制</u> の導入を提言。 (水道メーターの口径に応じた料金を徴収する口径別料金が妥当である。)
令和3年4月1日	上下水道事業経営審議会からの答申内容を踏まえ、新たな料金制度を実施。 ・ 基本水量制を廃止 した。 ・ 口径別基本料金制を導入 した。 今後の課題 ・ 小口径(25mm以下)の適正な総括原価に基づく料金単価 の設定 ・従量料金単価の見直し「 逡増度の緩和 」

2 枚方市の水道料金・下水道使用料の体系

④ 現在の下水道使用料体系となった経緯

年月日	経緯
平成13年10月1日	官庁会計方式に基づき作成した「下水道特別会計経営健全化計画」により、約32%の値上げを実施。
平成16年10月1日	官庁会計方式に基づき作成した「下水道特別会計経営健全化計画」により、約16%の値上げを実施。
平成23年4月1日	経営の効率性・安定性・透明性を向上させるため、地方公営企業法を適用し、会計方式を「官庁会計方式」から「企業会計方式」に切り替え、水道事業と組織統合した。
平成25年10月1日	公営企業法適用により、損益ベースで毎年度の赤字が見込まれたことから、約10%の値上げを実施。
令和3年4月1日	水道料金制度の見直しに合わせて、下水道使用料制度の見直しを実施。 ・ 基本水量制を廃止 した。

3

枚方市の水道料金表・下水道使用料表

3 枚方市の水道料金表・下水道使用料表

① 水道料金 1 か月あたり（基本料金及び従量料金）

区分(税抜)	使用水量	金額					
		口径 13mm~25mm	口径 40mm	口径 50mm	口径 75mm	口径 100mm	口径 150mm
基本料金	—	660円	5,486円	9,957円	27,051円	55,164円	157,319円
従量料金	1m ³ ~8m ³	4円	87円	87円	87円	87円	87円
	9m ³ ~10m ³	105円	147円	214円	246円	272円	298円
	11m ³ ~20m ³	118円					
	21m ³ ~30m ³	141円					
	31m ³ ~50m ³	179円					
	51m ³ ~100m ³	249円	237円	235円	255円	280円	300円
	101m ³ ~200m ³	257円	254円	248円			
	201m ³ ~300m ³	293円	256円	270円			
	301m ³ ~500m ³		285円	300円			
	501m ³ ~1,000m ³	335円	334円	333円	332円	321円	300円
	1,001m ³ ~3,000m ³				332円	327円	305円
	3,001m ³ ~					327円	305円

※浴場用、臨時用を除く

3 枚方市の水道料金表・下水道使用料表

② 下水道使用料 1 か月あたり(基本使用料及び従量使用料)

区分 (税抜)	使用水量	金額
基本使用料	—	768円
従量使用料	1m ³ ~8m ³	4円
	9m ³ ~10m ³	120円
	11m ³ ~20m ³	134円
	21m ³ ~30m ³	171円
	31m ³ ~50m ³	210円
	51m ³ ~100m ³	246円
	101m ³ ~200m ³	280円
	201m ³ ~500m ³	298円
	501m ³ ~1,000m ³	318円
	1,001m ³ ~	337円

※浴場用を除く